

調査検討部会の設置について

千葉県国土利用計画地方審議会

《調査検討部会の設置の趣旨》

第4次千葉県国土利用計画は、現在、生じている県土利用上の問題点や課題に対応するとともに、これからの県土利用の基本的な方針を示し、土地利用に関係する諸施策の指針となることを目指す。

そのため、現在の県土利用の状況を十分把握し、問題点や課題の整理を行うとともに、問題と課題の解決に向けた方策について、より専門かつ詳細な検討が必要である。

そこで、本審議会において、専門的な視点から県土利用の問題点や課題を調査し、その解決方策について検討する「調査検討部会」を設置する。

《部会の設置根拠等》

千葉県行政組織条例第33条の規定により「附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。」とされている。

千葉県行政組織条例

第四章 附属機関

第33条（部会）

附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

「調査検討部会」設置要綱（案）

千葉県国土利用計画地方審議会

（設 置）

- 1 千葉県行政組織条例第33条第1項の規定に基づき、千葉県国土利用計画地方審議会（以下「審議会」という。）に、調査検討部会（以下「部会」という。）を置く。

（任 務）

- 2 部会は、次に掲げる事項について調査・検討し、その結果を審議会に報告する。
 - ① 県土利用の現状及び課題の整理
 - ② 県土利用の課題解決に向けた方策の検討

（関係者の出席）

- 3 部会は、必要がある場合は、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

- 4 部会の会議については、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するものは公開しないことができる。
 - ① 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「公開条例」という。）第8条各号に該当する事項について審議等を行う場合
 - ② 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると部会が認める場合

- 5 部会の会議の公開は、議場の大きさによりあらかじめ傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。
- 6 傍聴者には、会議資料を提供するとともに、会議を公正・円滑に運営するため、別紙「傍聴要領」を交付し、会場の秩序維持に努めるものとする。
- 7 部会の会議を開催するに当たって、事前に開催日時、会議名、議題、開催場所、問い合わせ先（担当課、連絡先、傍聴定員、傍聴手続方法）を県ホームページに掲載する等の適切な方法により県民等への周知を図るものとする。
- 8 部会の審議結果等については、公開条例に基づいて、原則公開とし、会議終了後、県ホームページに掲載する等の適切な方法により行うものとする。

(庶務)

- 9 部会の庶務は、千葉県総合企画部企画調整課において処理する。

(雑則)

- 10 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成17年 月 日から施行する。

傍聴要領(案)

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、部会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。